

2011年4月1日

独立行政法人 国際協力機構  
理事 粗 信 仁 殿

環境社会配慮助言委員会  
委員長 村山 武彦

諮問（平成23年3月23日付 JICA(ER) 第3-23002号）に対する答申について

JICA環境社会配慮ガイドライン（2004年4月制定）2.4の規則及び環境社会配慮助言委員会設置要項第9項に則り、諮問「インドネシア国ジャカルタ大都市圏空港整備計画調査」にかかる環境社会配慮におけるスコーピング案について、別紙のとおり答申いたします。

コメントの種類に応じて、答申内容を協力事業に反映するよう、お取り計らい下さい。

インドネシア国 「ジャカルタ大都市圏空港整備計画調査」  
(開発計画調査型技術協力)  
スコーピング案に対する答申案

**答申案検討の経緯**

ワーキンググループ会合

- ・日時：2011年3月23日(水) 14:00～17:00
- ・場所：JICA本部(会議室：2階 229会議室)
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、谷本委員、早瀬委員、柳委員、日比委員
- ・議題：インドネシア国「ジャカルタ大都市圏空港整備計画調査」に係るスコーピング案についての答申案作成
- ・配付資料：
  - 1) インドネシア国 ジャカルタ大都市圏空港整備計画調査 助言委員会資料(2011年3月)
  - 2) 詳細計画策定調査報告書(2010年9月) 第4章
  - 3) 次世代航空保安システム整備に係るフィージビリティ調査 最終報告書(2008年1月)
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2004年4月)  
(助言委員会設置要項第9項に基づき、助言委員会が審査会に代わり報告を受ける)

全体会合(第11回委員会)

- ・日時：2011年4月1日(金) 14:00～17:00
- ・場所：JICA市ヶ谷研究所 2階 大会議室

上記の会合に加え、メール審議により助言を確定した。

## **答申**

### **事業の位置付けについて**

1. ジャカルタ大都市圏の空港整備計画の検討を進めるに当たっては、関連の既実施調査やイ国運輸大臣令（48－2008）のみに依拠するだけでなく、既存のスカルノハッタ空港の拡張及び新空港整備の必要性・妥当性を具体的なデータと共に明記すること。
2. 空港整備計画の必要性の根拠となる年間利用客数、航空貨物取扱量、国際線及び国内線の航空機離発着回数等の需要予測については、その算定根拠を明記すること。

### **調査手法について**

3. 新空港整備計画の検討においては、予備的スコーピングの結果を見直し、新空港及び空港アクセスの整備及び運用が環境・社会に重要な影響を及ぼす懸念がある項目について、代替案ごとの評価を行うこと。
4. 評価項目に対する調査方法の詳細を明らかにすること。
5. 予備的スコーピングで、C 評価とされた影響項目の中でも、特に「経済活動」、「土地利用・地域資源利用」、「貧困層・先住民・少数民族」「地域内の利害対立」等については既存資料のみではなく、現地調査に基づいた評価を行うこと。
6. インドネシア国内で定められている SEA ガイドラインを十分理解した上で、その考え方に基づいた SEA を実施すること。同ガイドラインに従い、地域の持続可能性(環境容量)も踏まえた SEA の実施についても可能な範囲で検討すること。
7. LCC の参入などによる航空競争の激化からもたらされるマイナスの要因についても調査し評価すること。
8. スカルノハッタ空港拡張整備計画についてもスコーピングを実施し、IEE レベルの影響評価を行うこと。

### **総合評価について**

9. 新空港候補地の選定のためのスコーピングにあたっては代替案評価のための調査予測評価の項目を網羅的に整理してわかりやすく示すべきである。その際、アクセス交通による大気汚染、騒音の項目が含まれる必要がある。また、空港アクセスの容易性、空域条件、地形・地質等については、総合評価の比較項目に含めること。
10. 総合評価においては、正の影響(プラス)と負の影響(マイナス)を明記した上で、評価すること。

### **新空港選定に関連する各影響評価項目について**

11. 新空港建設に伴う諸活動や人口の流入による水質汚濁の影響も考慮すること。
12. 新空港候補地域での雨季における冠水の予測をしておくこと。
13. 新空港建設に伴う森林および農地の広大な面積消失に伴う生計面、環境面および社会面からプラスマイナス両面の評価を行うこと。
14. 新空港建設に伴う広大な面積の土地利用変更に伴う動植物を含む生態系の変化、生態系サービスの消失について評価すること。
15. 新空港候補地域での「社会弱者の存在」については、その有無のみを調査するだけでは不十分であるため、貧困農家、農地を所有しない農家、季節的農業労働従事者を含む貧困層の現状を具体的な

社会調査を通じて把握すること。

### ステークホルダー協議について

16. 現地住民の意見等が候補地決定を含めた計画立案プロセスに反映されるようステークホルダー協議の実施を支援すること。
17. ステークホルダー協議の開催に当たっては、農業従事者代表だけでなく農地を所有しない農家、季節労働を含む貧困農家などの社会的弱者の参加を促進し、彼らを含む参加者全員が理解可能な図表と結果説明を用意すること。
18. 情報公開が将来の用地取得の妨げにならないようにすることのみを考慮するのではなく、社会的弱者を含む一般の人たちが非自発的移転ならびに用地の売買について不利益を被らないような最大限の配慮が可能となるように、カウンターパートである航空総局や地方政府などとステークホルダー協議の方法について十分に対策協議をすること。